大阪府教育行政事務手数料条例の一部を改正する条例(案)の要綱

- 1 教育職員免許法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- (1) 改正の趣旨

「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「改正法」という。)」が平成19年6月27日に公布され、教員免許 更新制が平成21年4月1日から施行されることとなった。

このことにより、普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間が定められるとともに、施行前に授与された旧免許状の所持者についても、10年ごとに免許状更新 講習の修了確認が義務付けられた。これら更新手続に伴う各種事務手数料を設定するため、条例の一部改正を行うこととする。

- (2) 改正の内容
 - ○更新手続に伴う事務手数料を次のとおり新設する。
 - 四の項 普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を授与されたことの証明に係る手数料・・・500円
 - ※免許状更新申請時には所有する教員免許状の根拠を申請者が示さなければならないため、本証明が大量に申請されるため新設。 普通免許状は、教育職員免許法で定める基礎資格と単位を修得し、申請により府県教育委員会から授与される免許状。府では年間 16,000 件発行。 特別免許状は、学校教育に特に必要があると認める場合に、学校園等からの推薦に基づいて授与される免許状。府内でのみ有効、大阪府実績なし。 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、授与される免許状。有効期間は3年で、府内でのみ有効、年間20 件発行。
 - 七の項 法第九条の二第一項の規定による更新の申請(教育職員免許の更新に係る申請)に係る手数料・・・3、300円
 - 八の項 法第九条の二第五項の規定による延長の申請(教育職員免許法第九条の二第五項の規定による有効期間の延長に係る申請)をしようとする者・・・ 2,000円
 - 十一の項 改正法附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認の申請に係る手数料・・・ 3,300円
 - 十二の項 改正法附則第2条第3項第3号の確認の申請に係る手数料・・・ 3,300円
 - 十三の項 改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期に係る申請に係る手数料・・・2,000円
 - 十四の項 改正法附則第2条第5項の規定による(免許状講習を受ける必要がないものとしての)認定に係る申請に係る手数料・・・3,300円
 - ※七の項、八の項が新免許状(平成21年4月1日以降に授与の免許状)、十一の項~十四の項が旧免許状(平成21年3月31日までに授与の免許状)に関する手数料(参考) 全国共通の事務となるため、他府県の手数料設定を参考とした。
 - ○その他、文言の整理(一の項から三の項まで、新五の項、新六の項、新九の項及び新十の項関係)
- (3) 施行期日

平成21年4月1日から施行する。 (理由) 教員免許更新制が平成21年4月1日から施行されるため。

+1	九	八	七	力	3	赶	四	差	=	_	項	第第二一	
とする者とする者とする者が、	する者 状の書換の願い出をしようと 法第十五条の規定による免許	者よる延長を申請しようとする法第九条の二第五項の規定に	者よる更新を申請しようとする法第九条の二第一項の規定に	定の申請をしようとする者法第六条第一項の教育職員検	うとする者 に係る申出を 許 論	牧育頁或の自吅の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	受けようとする者状を授与されたことの証明を状、特別免許状又は臨時免許状、特別免許が以は臨時免許	をしようとする者をしようとする者をしようとする者をしまる。	をしようとする者をしようとする者をしようとする者の規定による	ようとする者 免許状の授与に係る申出をし 免許状の授与に係る申出をし	区分	条(略)	改正案
よ 免 許	う タ と 許	すに	す定るに	者員検	合状時の免	合状通の免	明 免 免 許 許	申よ出る	申 出 る	を普六し通条			
一、一〇〇円 ボー件 につき	七〇円 状一件につき八	11、000円	川、川〇〇円	件につき一、七 を開員検定一	七〇〇円	三〇〇円	○ 円 通 につき 五 ○	○円のきー、七○	〇円 につき三、三〇 特別免許状一件	〇円 き三、三〇	金額		
												•	
뉨	치			五	Д	Ι Ι		Ξ	旦		項	第第	
状の再交付の願い出をする者法第十五条の規定による免許	状の書換えの願い出をする者法第十五条の規定による免許	(新設)	新設	定を願い出る者定を願い出る者	は願い出をする者定めに係る申出又	E	新設	番 ちゅう できる は第五条第五項の規定による	者 帯別免許状の授与を願い出る法第五条第二項の規定による	免許状の授与を願い出る者の二第一項の規定による普通の二第一項の規定による普通	区分	二条(略)	現
さする 免許	を する 発 許			職員検	場 許 臨合 状 時 の 免	場 許 普 合 状 通 の 免		願 に 出 る る	願 に 出 る	日る 普 ・			3-3
一、一〇〇円 ボー件 につき	七〇円 状一件につき八			件につきー、七 を を を を を を の と の と の と の と の と の と の と	七〇〇円	三〇〇円		につき一、七〇 円 につきー、七〇	につき三、三〇 円 につき三、三〇	〇円 につき三、三〇 円	金額		行

92							
	第 三 条	一一	# =	+	+		
	第三条・第四条(略)	する者でによる認定を申請しようと改正法附則第二条第五項の規	する者でによる延期を申請しようと改正法附則第二条第四項の規	者の確認を申請しようとする。	要新講習修了確認を申請しよ (平成十九年法律第九十八)。以下「改正法」という。) 附則第二条第二項に規定する) 財別第二条第二項に規定する 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大		改正案
		三、三〇〇円	11、000円	川、川〇〇円	三、三〇〇円	N.	
8							
	第三条第四条(略)	£	£	Æ	€2		
	型 条 ()	新設	新設	新設	(新設)		
	略)						現
							行

大阪府立高等学校等条例の改正の概要

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

改正の理由	条例措置を要する理由
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項により、府立の高等学校等(地方公共団体の設置する教育機関)の職員の定数は条例で定めることとされているため。
改正の要点	政策アセスメント(他部局、関係市町村、関係団体との調整)
教職員定数の改定 ・大阪府立高等学校等条例(第 3 条関係) 高等学校 10,128人→ 10,087人 特別支援学校 3,143人→ 3,241 人	定数について、財政課と調整済制度間調整の内容
施行予定時期	
平成21年4月1日	その他審査の参考となる事項
適用区分	

大 阪 府 阪 例 府 第

立 高 等 学 号 校 等 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る

こ改改第八大 のめめ三号阪 条附る、条一府例大条 例。同第の立 は則 条一一高 第号部等 二中を学 号一次校 中一の等 ¬○よ条 三、う例 , - K ~ 一二改昭 四八正和 人」を 「 を 「 を 「 大 阪 府 条 例 九

にに十 \equiv \bigcirc ____ 四 八 一七

平 成 + 兀 月 日 カュ 5 施 行 す る

次に掲げるとうとする。 一条一条一第二条(略) 「職員の定数) (職員の定数) 正 案	教育社	諸学校の職員の定数は.
夕义	· 教育	諸学校の職員の定数
次に掲げるとおりとする。	次に掲げるとおりとする。	
一 高等学校 一〇、〇八七人	一高等学校	一〇、一二八人
二、特別支援学校 三、二四一人	二 特別支援学校	三、一四三人
第四条~第九条 (略)	第四条~第九条(略)	

区分		府費負担教職	員 定 数 条 例		大阪府立高等	等学校等条例	大阪府立高等専門 学校条例	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
<u>스 기</u>		中 学 校	市立高等学校(定時制)	市立特別支援学校	府立高等学校	府立特別支援学校	府立工業高等専門学校	合 計
20 年 度 21 年	27,180人	14,812人	28人	1,181人	10,128人	3,143人	141人	56,613人
定 21 年 度	27,410	14,975人	28人	1,213人	10,087人	3,241人	140人	57,102人
増減	238人	163人	0人	32人	△ 41人	98人	△ 1人	△ 489人
増減	児童・生徒数の変動に 小学校 中学校 国定数改善による増	半う学級数の増等 48学級 増 119学級 増	3 5	幼稚部 △ 3学級小学部 1学級中学部 13学級高等部 11学級	学校再編による減等	幼稚部 △ 2学級小学部 13学級中学部 20学級高等部 16学級	府立工業高等専門 学校改革計画に基 づく教職員定数の減	
理由	(主幹教諭(首席)によるマッ 小学校 中学校	ネジメント機能強化 等) 67人 1人	1	訪 問 1学級 計 23学級		訪 問 2学級 計 49学級		
備考	1,021校 (うち6分校) 閉校 吹田市立北千里小学校 開校 なし	465校 (うち1分校) 閉校 開校 ない	・岸和田市立産業 大阪市立・堺市立は対象外	視覚支援学校 1校 聴覚支援学校 1校 支援学校 11校 (うち1分校) 閉校 大阪市立貝塚養護学校 開校 堺市立上神谷支援学校	146校 閉校 4校 東豊中高校 少路高校 茨木東高校 鳥飼高校 開校 2校 【普通科総合選択制】 懐風館高校(仮称) りんくう翔南高校(仮称)	根党支援学校 1校 聴覚支援学校 3校 支援学校 22校 (うち1分校)		

府費負担教職員定数条例の改正の概要

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

改正の理由	条例措置を要する理由
市町村立の小学校及び中学校並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国の定数改善により、平成21年度の府費負担教職員定数の改定を行うため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条第1項により、府費負担教職員の定数は条例で定めることとされているため。
改正の要点	政策アセスメント(他部局、関係市町村、関係団体との調整)
教職員定数の改定 ・ 府費負担教職員定数条例(第 2 条関係) 小学校	定数について、財政課と調整済制度間調整の内容
施行予定時期	
平成21年4月1日	その他審査の参考となる事項
適用区分	

大 阪 府

費 例 負 第 担 教 職 員 号 定 数 例 \mathcal{O} 改 正 す る

府 例

一五に十 こ 三人改第七府 の人一め二号費 条附しに、条)負例府条 に改同第の担 は則改め条一一教 め、第号部職 る同二中を員 成。条号「次定 二第中二の数 十 四 「七よ条 一号一、う例 中四一にへ _ 、八 改 昭 一八〇正和 、一人す二 一八一人」を「二人」を「二七、 を 一 四 一 、_九 八 二七二

平 年 兀 月 日 カュ 5 施 行 す

四、特別支援学校	三高等学校	二中学校	一 小学校	する。	第二条 府費負担教職員の定数は、	(府費負担教職員の定数)	第一条 (略)	改正
一、二三八	二八人	一四、九七五人	二七、四一八人		次に掲げるとおりと			案
四、特別支援学校	三 高等学校	二中学校	一 小学校	する。	第二条 府費負担教職員の定数は、	(府費負担教職員の定数)	第一条 (略)	現
一、一八八八	二八人	一四、八一二人	二七、一八〇人		次に掲げるとおりと			行

区分		府費負担教職	員 定 数 条 例		大阪府立高等	等学校等条例	大阪府立高等専門 学校条例	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
<u>스 기</u>		中 学 校	市立高等学校(定時制)	市立特別支援学校	府立高等学校	府立特別支援学校	府立工業高等専門学校	合 計
20 年 度 21 年	27,180人	14,812人	28人	1,181人	10,128人	3,143人	141人	56,613人
定 21 年 度	27,410	14,975人	28人	1,213人	10,087人	3,241人	140人	57,102人
増減	238人	163人	0人	32人	△ 41人	98人	△ 1人	△ 489人
増減	児童・生徒数の変動に 小学校 中学校 国定数改善による増	半う学級数の増等 48学級 増 119学級 増	3 5	幼稚部 △ 3学級小学部 1学級中学部 13学級高等部 11学級	学校再編による減等	幼稚部 △ 2学級小学部 13学級中学部 20学級高等部 16学級	府立工業高等専門 学校改革計画に基 づく教職員定数の減	
理由	(主幹教諭(首席)によるマッ 小学校 中学校	ネジメント機能強化 等) 67人 1人	1	訪 問 1学級 計 23学級		訪 問 2学級 計 49学級		
備考	1,021校 (うち6分校) 閉校 吹田市立北千里小学校 開校 なし	465校 (うち1分校) 閉校 開校 ない	・岸和田市立産業 大阪市立・堺市立は対象外	視覚支援学校 1校 聴覚支援学校 1校 支援学校 11校 (うち1分校) 閉校 大阪市立貝塚養護学校 開校 堺市立上神谷支援学校	146校 閉校 4校 東豊中高校 少路高校 茨木東高校 鳥飼高校 開校 2校 【普通科総合選択制】 懐風館高校(仮称) りんくう翔南高校(仮称)	根党支援学校 1校 聴覚支援学校 3校 支援学校 22校 (うち1分校)		

大阪府立高等専門学校条例の改正の概要

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

万教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項により、府立 等専門学校(地方公共団体の設置する教育機関)の職員の定数は条 定めることとされているため。
政策アセスメント(他部局、関係市町村、関係団体との調整)
こついて、財政課と調整済
制度間調整の内容
その他審査の参考となる事項

大 阪 府 <u>\\\.</u> 高(専 号 門 学 校

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

こ第十大 の二三阪 条附条号府条大条 例 中 立 例 阪 例 は則「の高 府第 ` 百一等 平四部専 成 十を門 二一次学 十 人の校 一 」よ条 年 をう例 一に一 百改昭 四正和 十す三 人る十 一。七 に 年 改 大 \otimes 阪

る

府 条 例

兀

兀 月 日 カュ 5 施 行 す る

大阪府立高等専門学校条例 新旧対照表

第三条~第七条 (略)	う。)の職員の定数は、百四十人とする。 第二条 大阪府立工業高等専門学校(以下「学校」とい	(職員の定数)	第一条(略)	改正案
第三条~第七条(略)	う。)の職員の定数は、百四十一人とする。第二条 大阪府立工業高等専門学校(以下「学校」とい	(職員の定数)	第一条(略)	現

区分		府費負担教職	員 定 数 条 例		大阪府立高等	等学校等条例	大阪府立高等専門 学校条例	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
<u>스 기</u>		中 学 校	市立高等学校(定時制)	市立特別支援学校	府立高等学校	府立特別支援学校	府立工業高等専門学校	合 計
20 年 度 21 年	27,180人	14,812人	28人	1,181人	10,128人	3,143人	141人	56,613人
定 21 年 度	27,410	14,975人	28人	1,213人	10,087人	3,241人	140人	57,102人
増減	238人	163人	0人	32人	△ 41人	98人	△ 1人	△ 489人
増減	児童・生徒数の変動に 小学校 中学校 国定数改善による増	半う学級数の増等 48学級 増 119学級 増	3 5	幼稚部 △ 3学級小学部 1学級中学部 13学級高等部 11学級	学校再編による減等	幼稚部 △ 2学級小学部 13学級中学部 20学級高等部 16学級	府立工業高等専門 学校改革計画に基 づく教職員定数の減	
理由	(主幹教諭(首席)によるマッ 小学校 中学校	ネジメント機能強化 等) 67人 1人	1	訪 問 1学級 計 23学級		訪 問 2学級 計 49学級		
備考	1,021校 (うち6分校) 閉校 吹田市立北千里小学校 開校 なし	465校 (うち1分校) 閉校 開校 ない	・岸和田市立産業 大阪市立・堺市立は対象外	視覚支援学校 1校 聴覚支援学校 1校 支援学校 11校 (うち1分校) 閉校 大阪市立貝塚養護学校 開校 堺市立上神谷支援学校	146校 閉校 4校 東豊中高校 少路高校 茨木東高校 鳥飼高校 開校 2校 【普通科総合選択制】 懐風館高校(仮称) りんくう翔南高校(仮称)	根党支援学校 1校 聴覚支援学校 3校 支援学校 22校 (うち1分校)		

改正の理由	条例措置を要する理由
財政再建プログラム(案)の公の施設の方向性に基づき、利用者のサービス	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 9 項の規定により、
向上のための博物館運営業務について利用者に応分の負担を求める観点から、	指定管理者が定める公の施設の利用料金は、条例の定めるところによることと
年間入館券料金の上限額の改定を行うため。	されているため。
	政策アセスメント
	1 平成 21 年度以降の予算措置について、財政課と調整済み
○年間入館券の額(博物館二館につき一人1年間を単位とする入館料)につい	2 利用料金改定内容について、行政改革課と調整済み
て、利用料金の上減額を次のとおり改める。(別表備考3関係)	3 利用料金設定等について、財団法人大阪府文化財センター(指定管理者)
・学生等及び 65 歳以上の者 1,000 円 ⇒ 1,300 円	と調整済み
・その他の者 (一般) 1,500円 ⇒ 2,000円	制度間調整の内容
施行予定時期	
平成 21 年 10 月 1 日	
○既存の年間入館券の価格改定であるため、周知期間を設ける。	その他審査の参考となる事項
○博物館では、特別展または企画展を年4回実施している。この点を考慮し	博物館法 第23条(公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対す
て、特別展・企画展各 1 回の開催から終了までの期間(4~9 月)を周知	る対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない
期間とする。	事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。)
適用区分	

っを 大 こ 一別次大 阪 の、表の阪 条附五のよ府大条 例 ○備う立阪例 は則○考に博府第 ` 3 改物立 平 をの正館博 成 「表す条物 二中る例館号 十 、「。(条 ○一 平例 O , 成の 年 \circ + $\overline{}$ 年部 大を 阪 改 改を 日 府正 カュ 5 条す 施 例る 行 第条 二例 す \bigcirc

+

 \bigcirc

大阪府立博物館条例の一部を改正する条例(案)要綱

1 目的

財政再建プログラム(案)の公の施設の方向性に基づき、利用者のサービス向上のための博物館運営業務について、利用者に応分の負担を求める観点から、年間 入館券の金額改定を行う(第8条関係)

2 年間入館券の金額改定

年間入館券の上限額を、下記のとおり引き上げる(別表(第8条関係)の「備考」)

〇一般 1,500 円 ⇒ 2,000 円

○高大生・65 歳以上 1,000 円 ⇒ 1,300 円

条例の施行期日の前日までに購入された年間入館券については、その有効期限内は引き続き使用を可能とする。

(改正の理由)

○ 年間入館券所持者は、博物館の利用頻度が高く、特段の受益者と考えられることから、応分の負担を求めることとする。なお、通常の入館料については、他府 県立の類似施設の状況調査等を勘案したところ、現行の入館料を維持するのが妥当であるので、改定を見合すこととした。

(参考)

- 全国都道府県立の類似施設における年間入館券の実態を調査したところ、割引のみの適用も含めて、年間入館券を発行しているのは、16 施設である。
- 上記 16 施設のうち、①常設展のみならず、特別展および企画展も年間入館券の適用範囲内、②府立博物館と同規模程度もしくはそれ以下の展示面積を有する、 ③設定金額が、府立博物館と同額もしくはそれ以下に設定、という施設は、茨城県立歴史博物館1館のみであることから、府立博物館の年間入館券料金は、その サービス内容に鑑みて低価である。
- 〇 府立博物館が販売した年間共通入館券の平成 18 年度以降の購入者について、年間入館券を用いず、通常の利用料金で支払われた場合の入館料総額の平均値(=実質支払金額)を算定したところ、下記のとおりとなった。

〇一般 約 4,000 円

〇高大生•65 歳以上 約 2.600 円

上記の金額に鑑みて、実質支払金額の半額程度に設定金額を引き上げることとする。

※なお、入館料(博物館の利用に係る料金)について、全国の類似施設と比較検討した結果、本府入館料が、同規模程度の他府県立施設と比較して低く設定されているとはいえないと認められたため、今回は据え置きとする。

3 施行期日

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

大
大阪府立博物館条例
(平成)
一年大阪府条例第二十一
号)
新旧対照表

4 • 5 (略)	その他の者 間 二、〇〇〇	五歳以上の者	区 分 単 位 金 額	る場合の年間入館券の額は、次のとおりとする場合の年間入館券により博物館に入館しようとす2 (略)	(略)	別表(第八条関係)第一条〜第八条(略)	改正案	三月月三十年食多位 15 月二年二月月三年三十二
4.5 (略)	その他の者間、一、五〇〇	五歳以上の者 つき一人一年 一、〇〇〇 円 一、〇〇〇 円 円 円 円 円 円 円 円 円	区分単位金額	す る場合の年間入館券の額は、次のとおりとすす 3 年間入館券により博物館に入館しようとす2 (略) 1 (略)	(略)	別表(第八条関係)第一条~第八条(略)	現行	

大阪府立国際児童文学館条例を廃止する条例の概要

教育委員会事務局 市町村教育室·地域教育振興課

	\$12527W W.111WUT 103WUWNW
廃止の理由	政策アセスメント
財政再建プログラム(案)の公の施設の方向性に基づき、大阪府立国際児童文学館を平成 21 年度中に中央図書館へ移転することに伴い、条例を廃止する。	
施行予定時期	制度間調整の内容
規則で定める日 (予定:平成 22 年 3 月 31 日)	
適用区分	その他審査の参考となる事項

案

八大 号阪 \mathcal{O} 条附一府大条 例 は立阪例 の則、国府第 施 廃際立 行 止児国 す童際 期 る文児号 日 は 規 則 で 定 \otimes る

第

大

阪

府

°学童 館文 条学 例館 (条 昭例 和を 五廃 十止 九す 年る

大条 阪 例 府

条 例

大阪府立国際児童文学館を廃止する条例(案)要綱

1. 施設の概要

根拠条例名:大阪府立国際児童文学館条例

条例に規定された設置目的:児童文学等の振興を図り、もって児童の健全な育成に資するとともに、児童文学等を通じての国際交流に寄与する。

開設年月日:昭和59年5月5日

所在地等:吹田市千里万博公園10-6

敷地面積(敷地所有者) 3.461 m²(独立行政法人日本万国博覧会記念機構)

建物規模(施設構造) 地上2階、地下1階(鉄筋コンクリート造)

延床面積(建物所有者) 3,131 m²(大阪府)

建設費:12億56百万円

管理運営形態: 平成18年度より指定管理者による運営(指定管理者:(財)大阪国際児童文学館)

※指定管理者制度導入前は、(財) 大阪国際児童文学館に管理運営を委託

2. 条例制定の目的

財政再建プログラム(案)において、「H21年度中に中央図書館への移転を実施」との方向性が示されたことから、その実現に向けた条例の制定を行う。

3. 財政再建プログラム (案) 公表後の経緯

平成20年7月~ 財団法人のあり方について、指定管理者(財団法人)と検討開始(継続中)

府立図書館のあり方について、府立図書館と検討開始(継続中)

11月 中央図書館への移転に伴う経費について平成21年度予算要求 政策的経費(762,028千円)

平成21年1月 中央図書館への移転に伴う経費について平成21年度予算 総務部長復活要求(587,000千円)

1月 中央図書館への移転に伴う経費について平成21年度予算 知事復活要求(587,000千円)

大阪府立泉北考古資料館条例を廃止する条例の概要

教育委員会事務局 文化財保護課

	おける見去す切所 入山村 小阪 ル
廃止の理由	政策アセスメント
財政再建プログラム(案)の公の施設の方向性に基づき、大阪府立泉北考古資料館を大阪府の施設としては廃止し、堺市へ移管するため、条例を廃止する	1 廃止に伴う予算その他について、財政課と調整済み 2 条例廃止の時期等について、行政改革課と調整済み 3 移管に関する基本事項その他について、堺市と協議済み
施行予定時期	制度間調整の内容
規則で定める日 ※移管に伴い、堺市で公の施設の設置条例を制定する必要があ り、これを平成 21 年9月定例市議会において上程予定。⇒これ に合わせて本件廃止条例の施行日を規則で定める予定	
適用区分	その他審査の参考となる事項

案

四大 十阪 \mathcal{O} 条附号府大条 例 立阪例 の則は泉府第 施 、北立 廃考泉 行 止古北 す資考号 日 る料古 は °館資 条料 規 例館 則 で (条 定 昭例 \otimes 和を る 四廃 十止

> 五す 年る 大条 阪 例 府 条 例

第

大

阪

府